

## 地下水汚染が確認された際の 上水道配水管布設補助制度及び浄水器設置費補助制度について（千葉市）

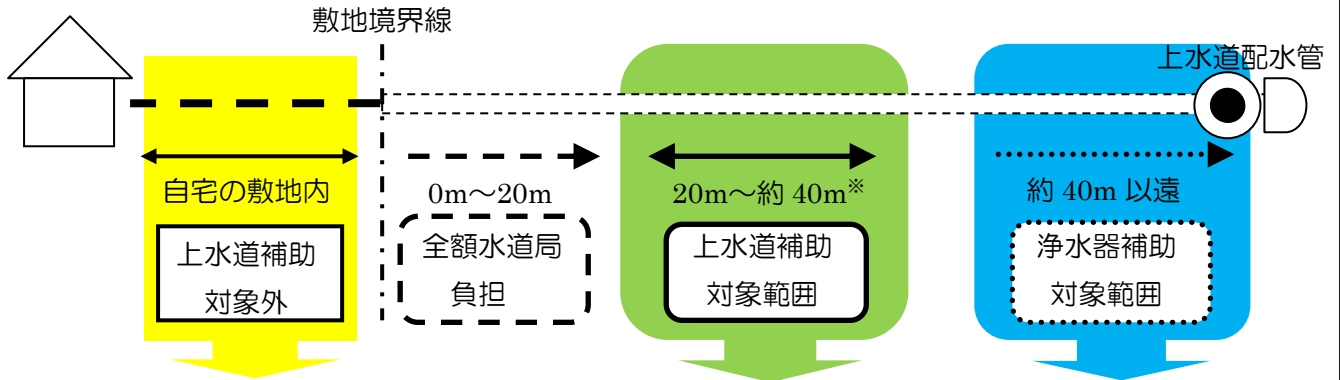
千葉市では、地下水汚染対策として、市民が上水道配水管を布設又は浄水器を設置する際に必要となる費用について補助を実施しています。

また、宅内配管にかかる工事費等については融資制度があります。

### 1 補助の対象となる方

千葉市内に在住で、地下水汚染が生じた井戸水を飲用している方。

（井戸水の水質検査結果が、基準値を超過している方が対象となります）



### 2 補助及び融資の詳細内容

	融資制度	上水道補助制度	浄水器補助制度
対象費用	宅内配管の工事費・給水申込納付金等	上水道配水管布設工事に要する費用(宅内配管の工事費を除く)	浄水器の購入及び設置に要する費用
対象要件	住宅に上水道の給水装置を設置及び給水申込を行う方		上水道がない方で、上水道配水管を布設した際、市民負担相当額が50万円を超える方、又は布設できない方
限度額	100万円(浄水器50万円)	50万円	18万円(費用の9割)

※40mとは、上水道配水管を布設する場合に負担する額が50万円程度になると想定される距離。(上水道補助範囲内で布設できるため自己負担が生じません)

### 3 注意事項

- ・上水道配水管布設補助及び浄水器設置費補助は、必ず事前の申請が必要です。
- ・浄水器設置費補助の対象となるのは、市の指定した業者の機種のみです。
- ・指定銀行から融資を行った場合、3年間を限度として、利子の全額を市が補給します。

### 4 窓 口

本補助制度及び融資制度について、詳細やご不明な点等は下記までお問い合わせください。

千葉市役所環境規制課 水質・土壌班（市役所本庁舎4階）

TEL 043-245-5196

FAX 043-245-5581

（平成27年4月時点）